

議 案 第 35 号 説 明 資 料

令和5年8月30日

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

---

資 料

---

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

# 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

この度、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）の一部が改正され、令和 5 年 9 月 16 日から施行することに伴い、引用箇所の数々の改正が必要となったことに伴い、規定を改正します。

## 2 改正内容

### (1) 認定こども園法の一部改正に伴う引用箇所の項数の改正

#### 第15条第1項第2号

認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 11 項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第 4 号に掲げる事項

└─▶ 「第10項」に改正

### (2) 施行日

令和 5 年 9 月 16 日から施行します。

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条～第14条 省略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第16条～第36条 省略</p> <p>第3章～第4章 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年9月16日から施行する。</u></p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条～第14条 省略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第16条～第36条 省略</p> <p>第3章～第4章 省略</p>